株主各位

東京都港区白金台五丁目12番7号 株式会社キャリアインデックス 代表取締役社長CEO 板 倉 広 高

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会のお土産について】

ご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日(水曜日)午前10時

前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、株主様にはご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。株主様のご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項 第17期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://careerindex.co.jp/ir)に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更 新する場合がございます。
 - インターネット上の当社ウェブサイト(https://careerindex.co.jp/ir)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- ・株主様、当社役員及び運営スタッフの安全を図るため、マスクのご持参と着用をお願い申しあげます。マスクのご持参と着用が無い株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、変更後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト

(https://careerindex.co.jp/ir) に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合も、事前に当社のHPを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済活動が抑制される厳しい状況で推移いたしました。ワクチン普及に伴い活動制限の緩和が進み、景気回復が期待されたものの、感染力の強い新たな変異株の急速な拡大により、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、追加のワクチン接種の進展や医療体制の整備により経済活動は徐々に正常化に向かっていき、経済活動の回復が期待されます。

一方で、ウクライナ情勢による地政学リスクや原油高、米国の金利上昇、円安等、経済の不確実性は高く、先行きについて不透明な状況が続いております。

インターネット関連業界におきましては、「2021年 日本の広告費」(株式会社電通 2022年 2月24日発表)によりますと、新型コロナウイルス感染症に伴う巣ごもり・在宅需要の継続や、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等により、動画配信サービスを中心に伸長し、その結果、インターネット広告媒体費は前年比122.8%の2兆1,571億円となり、継続して拡大しております。

このような環境の下、当社は、HR領域においては、従来のメディア運営企業との連携に加え、ATS(応募者管理システム)を提供する企業との連携を強化してまいりました。特に、アルバイト・派遣分野を中心に新型コロナウイルス感染症の影響下でも好調な分野及び新型コロナウイルス感染症の影響の少ない分野への積極的な営業活動等が功を奏し、新型コロナウイルス感染症拡大以前を超えるまでに伸長しております。

不動産領域においても、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、サイト改善、マーケティング活動を進めるとともに、引越しを中心とした付帯サービスへの注力等、サービス拡充のための機能強化も進めてまいりました。2020年10月に事業譲受した不動産賃貸メディア「キャッシュバック賃貸」の運営開始も功を奏し、不動産領域は順調に拡大しております。

また、新たな収益源を構築すべくDX領域のサービスを推進し、当社のアセットを活用した SaaS型クラウドサービスへの注力等も行ってまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,058百万円(前事業年度比31.8%増)となりました。また、営業利益は1,002百万円(同90.1%増)、経常利益は1,001百万円(同94.8%増)、当期純利益は585百万円(同94.2%増)となりました。

② 設備投資の状況 該当事項はありません。

③ 資金調達の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	X	分	第 14 期 (2019年3月期)	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売	上	高 (百万円)	2,357	2,337	2,320	3,058
経	常 利	益 (百万円)	778	306	513	1,001
当	期純利	益 (百万円)	483	141	301	585
1档	k当たり当期純精	利益 (円)	23.11	6.86	14.66	28.33
総	資	産 (百万円)	3,172	3,772	4,518	5,153
純	資	産 (百万円)	2,720	2,652	2,953	3,632
1 1	朱当たり純資	資産 (円)	129.77	129.02	143.70	175.52

- (注) 1. 当社は、2018年7月28日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を2022年3月期の期 首より適用しており、2022年3月期の財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後 の金額となっております。
 - 3. 2022年3月期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、2019年3月期から2021年3月期についても、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

インターネット利用者の増加、デバイスの多様化及び通信速度の高速化により、インターネットを活用した情報サイトの開発及び運営に対するユーザーからのニーズは、今後益々拡大していくものと思われます。一方で、インターネットを活用した情報サイト及び広告手法の多様化が進むことで、取引先各社がインターネットを活用した集客手段を選別する傾向を強めることも予想されます。これに対処して当社の地位を更に強固なものとすべく、より一層のサービス向上とシェア拡大を目指していく所存であります。

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

①営業体制の強化について

当社はこれまで取引先の拡大を図ってまいりました。今後も、当社としては、既存の取引先と信頼関係を保ちながらビジネスパートナーとしての深耕を図り、収益を拡大させていく必要があります。また、新規取引先の開拓を積極的に行うために、当社が運営するWebサイトのサービス内容を更に充実させていく必要があります。これらの課題に積極的に取り組むため、営業体制の強化は必要不可欠であると考えております。

②マーケティングの強化について

当社は、主にWebマーケティング手法により、ユーザー数の拡大を図っておりますが、インターネット広告市場は継続して拡大をしており、競争の激化、新たなWebマーケティング手法の出現等が予測されます。Webマーケティングの強化による効率化に加え、新たなWebマーケティング手法への対応を積極的に行い、今後においてもユーザー数の拡大を図ってまいります。

③ブランドの構築

当社では、主にWebマーケティング手法により、ユーザー数の拡大を図ってまいりました。一方、ブランディングを目的とした広告の活用は積極的に展開できておりません。費用対効果を踏まえ、ブランディングを目的とした広告活用を検討していくとともに、今まで以上にユーザーにとって利便性の高いWebサイトを構築することで、今後継続的に当社及びWebサイトの知名度アップを図り、ユーザーから最も支持されるメディア運営企業を目指していく所存であります。

④優秀な人材の確保・育成について

当社が展開しておりますビジネスは、ユーザーにとって最も便利なWebサイトを、ユーザーの視点に立ち企画・開発することが強く求められます。そのため、従業員一人一人の感性や経験がWebサイトの質に大きな影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。優秀な人材にとって魅力ある会社作りを行うため、労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準や教育研修の充実に力を入れてまいります。

⑤システム開発、改良、増強及び保守管理体制について

当社の運営する事業は、性質上、Webサイトに係るシステムの開発、改良、増強及び保守管理体制が極めて重要であり、今後も更に充実させていくことが求められております。また、インターネットの利用端末の多様化に対する対応も必須となります。引き続き、市場環境変化に対応したシステム開発、改良、増強及び保守管理体制の整備を積極的に推進していく方針であります。

⑥新領域への展開について

当社はインターネットを活用した集客代行事業において、人材領域からスタートして不動産領域へと事業領域の拡大を図ってまいりました。今後は、更なる新領域への事業展開を図ることでユーザーの利便性を向上させ、収益の拡大を図っていくとともに、新しい収益モデルの構築にも積極的に取り組んでまいります。

⑦新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症拡大により、働き方が変化し、当社でも緊急事態宣言中は在宅勤務を実施する等、感染拡大の防止と事業推進を並行して進めてまいりました。ただ、未だに新型コロナウイルス感染症は終息の兆候は見えず、経済の不確実性は依然として高く、先行きについては不透明な状況が続いております。引続き、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない分野を強化し、事業の拡大を図ってまいります。また、事業所内の感染防止対策、在宅勤務の活用等を実施し、従業員の安全を考慮した事業運営を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は、インターネットを活用した集客プラットフォームの運営事業を営んでおります。当社は集客代行事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

	とアントでめり、とアントでとの記載をして切りません。
事業区分	事業内容
	CAREER INDEX(転職情報サイト)
	Lacotto(派遣・アルバイト情報サイト)
生 宏华行市学	Fashion HR(ファッション・アパレル業界に特化した転職サイト)
集客代行事業	Adopt Admin(集客メディアを特定しない集客代行)
	DOOR賃貸(不動産賃貸情報サイト)
	キャッシュバック賃貸 (不動産賃貸情報サイト)

(6) 主要な事業所(2022年3月31日現在)

本 社	東京都港区
-----	-------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
31 (3) 名	2名減 (2名増)	32.2歳	3.7年

- (注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員を含む。)は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在) 借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。
- (9) **その他会社の現況に関する重要な事項** 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 76,800,000株

(2) 発行済株式の総数

20,968,800株 (自己株式271,121株を含む)

(注)ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は2,400株増加しております。

(3) 株主数

1,982名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主	名	持	株	数	持	株	比	率
板倉 広高		11,731,200株			56.68%			
株式会社日本カストディ銀行(信託)	<u> </u>		1,731,7	700			8	3.37
日本マスタートラスト信託銀行株式:	会社(信託		864,0	000			4	1.17
BNY GCM CLIENT ACCO PRD AC ISG (FE-AC)	JUNT J		855,6	550			4	1.13
株式会社日本カストディ銀行(証券:口)	740,600					3	3.58	
齊藤 慶介	齊藤 慶介						3	3.25
NOMURA PB NOMINEES TED OMNIBUS – MARGI SHPB)		499,9	900			2	2.42	
JP JPMSE LUX RE NOM T PLC 1 EQ CO	URAIN		495,8	379			2	2.40
楽天証券株式会社			203,8	300			C).98
石川 克寿			183,6	500			().89

⁽注) 1. 当社は自己株式を271,121株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏		名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	板	倉 広	盲	CEO
常務取締役	齊	藤慶	介	COO
取 締 役	煎	藤 武	人	CFO
取 締 役	星	幸	宏	CRO 株式会社マージナル 取締役
取 締 役	中	山 周	一郎	中山公認会計士事務所 代表
取締役	渡	辺 洋	司	株式会社サイバーセキュリティクラウド 代表取締役 CTO
常勤監査役	西	田雅	_	
監 査 役	大	西正	義	株式会社レントラックス 社外監査役
監 査 役	細	川琢	夫	

- (注) 1. 取締役中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役西田雅一氏、監査役大西正義氏及び細川琢夫氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役細川琢夫氏は、長年にわたり経理を含めた管理部門の責任者を歴任し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 米山恭右氏は、2021年6月29日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しております。
 - 5. 渡辺洋司氏は、2021年6月29日開催の第16期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しております。
 - 6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 7. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

	地	位			氏	名		担	ዙ
執	行	役	員	曽	根	康	司	社長室長	
執	行	役	員	幾	島	尚	彦	新規/投資ファイナンス部長	
執	行	役	員	辻		和	也	システム部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により発生した損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

役員報酬は、優秀な人材を確保できる水準、当社の業績、企業規模及び景気動向等を総合 的に判断したうえで、決定することを方針とします。

b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては支給予定はございません。事業環境等の状況を踏まえて適宜検討し、業績連動報酬等を支給する場合には、方針を決定いたします。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては支給予定はございません。事業環境等の状況を踏まえて適宜検討し、非金銭報酬等を支給する場合には、方針を決定いたします。

d.報酬等の割合に関する方針

金銭報酬のみとなります。業績連動報酬等又は非金銭報酬等を導入する場合には、報酬等の割合に関する方針を決定いたします。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

毎年7月から翌年6月までの期間において月額定額を支給するものとします。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の権限を有するものは、取締役会とします。また、その権限の内容及び裁量の範囲は、代表取締役が役員報酬の決定方針に基づき個人別報酬額を発議し、取締役会において、妥当性等を審議のうえ、取締役会が個人別報酬額を決定するものとします。

g.上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役報酬等の決定にあたっては、代表取締役が発議のうえ、取締役会にて審議、決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	75百万円 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	6 (6)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	10 (6)	81 (8)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2016年10月13日開催の臨時株主総会において、年額3億円(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役1名)です。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の定時株主総会において、年額1,000万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役中山周一郎氏は、中山公認会計士事務所の代表であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役渡辺洋司氏は、株式会社サイバーセキュリティクラウドの代表取締役 CTOであります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役大西正義氏は、株式会社レントラックスの社外監査役であります。当社と当該兼職先 との間には、当社サービスへの集客を目的としたWebマーケティングに係る契約がござい ます。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役中山周一郎	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見識に基づき、主に当社の財務及び会計について適宜発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役渡辺洋司	2021年6月29日以降に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。システム面、特にセキュリティ面に関わる豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
常勤監査役 西田雅一	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大西正義	当事業年度に開催された取締役会18回のうち15回に、また、監査 役会12回のうち10回に出席いたしました。取締役会において、取 締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行って おります。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内 部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 細川琢夫	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	0)	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			2	5百万	H
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			2	5	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社取締役(代表取締役を含む、以下同じ)は、その職務の執行に当たっては、法令及び定款、コンプライアンス規程その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行う。
- ・当社においては、管理部長がコンプライアンスの推進責任者を務めるものとし、同人が当社の コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な 文書を、それぞれの担当業務に従い、適切に保存・管理する。
- ・取締役会議長は、上記情報の保存・管理を監視・監督する責任者となる。
- ・管理部長は、上記責任者を補佐し、上記文書その他の情報の保存及び管理につき指導を行う。 管理部内に上記情報管理の担当者を置く。
- ・上記文書は、文書取扱規程に基づき保管し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、当社の企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管 理体制を整備する。
- ・リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される「経営会議」において 情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生の未然防止、再発防止、迅速な対応に資する とともに、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは 長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき予算等を設定する。

- ・取締役会は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員の職務権限を定め、業務の執行を行わせる。
- ・職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。
- ⑤ 従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、従業員に対するコンプライアンス教育及び啓蒙活動を行い、それらの遵守を徹底する体制を構築する。
- ・従業員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、これをコンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める適切な措置を決定する。
- ・代表取締役社長は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する 事項
- ・監査役が業務を補助すべき従業員を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を 置くことができる。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する従業員とす る。
- ・監査役付は、監査役の指示に従い、その職務を行う。
- ⑦ 前号従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ・前号の監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の指揮命令権は、監査役に属する。
- ⑧ 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は、当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有する。
- ⑨ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、取締役会等の重要な会議において、随時 その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- ・業務執行を担当する取締役は、(a)会社の信用を大きく低下させた、またはその虞のあるもの、(b)会社の業績に大きな悪影響を与えた、またはその虞のあるもの、(c)社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはその虞のあるもの、(d)重大な法令・規則等の違反、あるいはその虞のあるもの、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
- ⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報制度を整備するとともに、正当な内部通報をした従業員等が、当該通報を理由として 不利益な取り扱いを受けないようにする。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役の職務を通じて生ずる費用の前払または償還手続、その他職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、監査役の監査の実施に際して、業務の状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
- ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、会計監査人、弁護士その 他の専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の内部統制システムといたしましては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守のため、職務分掌及び内部けん制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制活動を実施しております。また、これらの内容を諸規程として定め、その徹底を図っております。更に、管理部主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。法令等へのコンプライアンスに関しては、同部において常時その遵守状況を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、その確保に努めております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績にあわせた利益配分を基本方針としております。この方針に基づき、当事業年度においては、1株につき2.5円の普通配当といたしました。また、第18期の期末配当予想においても1株につき2.5円の普通配当といたしました。

なお、当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等(以下、剰余金の配当等」という。)について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元及び経営環境の変化に対して機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	2,783	流動負債	990
現 金 及 び 預 金	2,410	買掛金	17
 	357	未払金	275
 前 払 費 用	14	未払費用	17
その他	0	未払法人税等	293
貸倒引当金	△0	未払消費税等	122
	2,369	契 約 負 債 預 り 金	2 2
	2,303		260
			530
建物	15		530
建物附属設備	6	負債合計	1,520
工具、器具及び備品	5	(純資産の部)	.,0_0
無形固定資産	2,100	株主資本	3,632
ソフトウェア	30	資 本 金	395
0 h h	12	資本 剰余金	377
顧客関連資産	2,057	資本準備金	353
投資その他の資産	241	その他資本剰余金	23
 投資有価証券	4	利 益 剰 余 金	2,998
関係会社株式	103	利益準備金	8
敷金	39	その他利益剰余金	2,989
	65	操越利益剰余金	2,989
		自己株式	△138
	28	純資産合計	3,632
資産合計	5,153	負 債 純 資 産 合 計	5,153

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科				金	額
売	上	高			3,058
売 上	原	価			219
売 上	総利	益			2,839
販 売 費 及	び一般管	理 費			1,837
営 業	利	益			1,002
営 業	外 収	益			
受	取	利	息	0	
雑	収		入	2	2
営 業	外費	用			
支	払	利	息	2	
為	替	差	損	1	3
経常	利	益			1,001
特 別	損	失			
投資	有 価 証	券 評 価	損	53	53
税引息	前当期	純 利	益		947
法人税、	住 民 税 及	ひび 事業	税	388	
法人	税 等	調整	額	△26	362
当 期	純	利	益		585

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	i									1
			株	主		資	本			
		資	本 剰 纺	金金	利	益剰分	金金			
	資本金	資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	純資産合計
						剰余金				
当期首残高	395	353	0	353	8	2,406	2,414	△210	2,953	2,953
会計方針の変更 による累積的影 響 額						Δ1	Δ1		Δ1	Δ1
会計方針の変更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	395	353	0	353	8	2,404	2,413	△210	2,951	2,951
当期変動額										
新株の発行	0	0		0					0	0
当期純利益						585	585		585	585
自己株式の取 得								Δ0	Δ0	△0
株式交換によ る 増 加			23	23				72	96	96
当期変動額合計	0	0	23	23	_	585	585	72	681	681
当期末残高	395	353	23	377	8	2,989	2,998	△138	3,632	3,632

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2020年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年

建物附属設備 10年

工具、器具及び備品 4年~8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。 また、顧客関連資産については9~14年で償却しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主にユーザー(当社サービスの利用者)の情報をパートナー(顧客)各社に移送することによる集客代行事業を営んでおり、主にHR、不動産領域にサービスを展開しております。当社は、ユーザーの会員登録、求人応募、問い合わせ等の応募成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該集客代行事業による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。また、当社は、求人情報をサイトに掲載することにより報酬(初期手数料を含む。)を得ております。当該サイト掲載による収益は、サービス提供期間にわたり按分して認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 のれんの償却方法及び償却期間 5~10年間で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、当社はFashionHRへのサイト掲載契約に伴う初期手数料において、従来はサービス提供開始時に一括で収益を認識しておりましたが、サービス提供期間にわたり按分して収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ0百万円減少しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は1百万円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

この結果、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 株式会社マージナルの株式(関係会社株式) 103百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - ①算出方法

株式会社マージナルの株式は2021年8月1日に株式交換により取得しており、当該取得価額には超過収益力が反映されております。当事業年度において、超過収益力を反映させた実質価額と取得価額を比較した結果、実質価額に著しい下落は認められず、減損は不要と判断しております。

②主要な仮定

株式会社マージナルはWeb面接専用システム「BioGraph」を提供している会社であります。超過収益力算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は「BioGraph」の契約単価及び契約数であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画における「BioGraph」の契約単価及び契約数は見積りの不確実性が高く、市場環境の変化等により実績値が当初の見積りから大きく乖離し、超過収益力の毀損が認められた場合には、関係会社株式の減損が必要となる可能性があります。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響について、その収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、今後の状況次第では翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務
 - ①金銭債権 〇百万円
 - ②金銭債務 -百万円
- (3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 500百万円

借入実行残高 –

差引額 500百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高 0百万円

②仕入高 -百万円

③営業取引以外の取引高 1百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 20,968,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 217,121株

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額	1株当たり 配 当 金	基準日	効力発生日
2022年5月 20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51百万円	2.5円	2022年3月31日	2022年6月

(4) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数 権利行使期間の初日が到来しているもの

普通株式 28,800株

合計

普通株式 28,800株

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては短期的な預金に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

会員権は、会員権相場の変動リスク及び運営法人の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。時価を把握することが極めて困難であり、減損のリスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。

会員権につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

投資有価証券につきましては、投資先より定期的に業績や財務状況の報告を受けており、当該リスクを把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
会員権	28	28	△0
長期借入金	(790)	(790)	0

- ※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- ※2 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- ※3 「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、及び「未払法人税等」については、短期間で決済される ため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※4 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額108百万円)については、上記の表に含めておりません。
- (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価						
	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
会員権	_	28	_	28			
長期借入金	_	(790)	_	(790)			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

会員権

ゴルフ会員権の時価は、期末会員権相場により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

65百万円

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	12百万円
未払費用	4百万円
貸倒引当金	0百万円
資産除去債務	0百万円
投資有価証券評価損	65百万円
資産調整勘定	3百万円
繰延税金資産合計	86百万円
繰延税金負債	
顧客関連資産	△6百万円
差額負債調整勘定	△14百万円
繰延税金負債合計	△21百万円

11. 1株当たり情報に関する注記

繰延税金資産の純額

(1) 1株当たりの純資産額175円52銭(2) 1株当たりの当期純利益28円33銭

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	売上高
HR領域	1,585
不動産領域	1,388
その他	84
合計	3,058

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

当社においては、契約負債の残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社キャリアインデックス 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芳 野 博 之 業 務 執 行 社 員 公認会計士 芳 野 博 之 指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアインデックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書等を閲覧し、本社において 業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社キャリアインデックス 監査役会 常勤社外監査役 西 田 雅 一 印 社 外 監 査 役 大 西 正 義 印 社 外 監 査 役 細 川 琢 夫 印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変	更		案
	(削	除)	
		(削	(削 除)

現	行	定	款		変	更	—————————————————————————————————————
				_(電子提	是供措置等)		
	(新	設)		第17条	当会社は	、株主約	総会の招集に際
					し、株主	総会参考	書類等の内容で
					ある情報は	について	電子提供措置を
					<u>とる。</u>		
				<u>2.</u>	当会社は、	、電子提	供措置をとる事
					項のうち	法務省令	で定めるものの
					全部又は-	一部につ	いて、議決権の
					基準日ま	でに書面	交付請求をした
					株主に対	して交付	する書面に記載
					すること	を要しな	いものとする。
	(新	設)		(附則)	_		
				(株主総	会資料の電子	子提供に関	する経過措置)_
	(新	設)		第1条	定款第17	<u>条(株主</u>	総会参考書類等
					<u>のインタ</u> -	ーネット	開示とみなし提
					供) の削	除及び定	款第17条(電子
							設は、2022年
					9月1日	<u>から効力</u>	を生ずるものと
					<u>する。</u>		
				<u>2.</u>	前項の規	定にかか	<u>からず、2022</u>
					年9月1	<u>∃から6</u>	か月以内の日を
					株主総会(の日とす	る株主総会につ
							7条(株主総会参
							ーネット開示と
						<u>供) は、</u>	なお効力を有す
					<u>る。</u>		
				<u>3.</u>	1 - 1 - 1 - 1 - 1		022年9月1日
							した日又は前項
							<u>ら3か月を経過</u>
							遅い日後にこれ
					を削除する	<u>る。</u>	

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ぃたくら ひろたか 板 倉 広 高 (1965年11月21日)	1988年 4 月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルート ホールディングス) 入社 1997年 4 月 ヤフー株式会社 入社 1998年 4 月 同社 広告営業部長 2000年 4 月 同社 法人営業部長 2003年 7 月 同社 ビジネス開発部長 2005年 1 月 株式会社アイ・アム (現 株式会社インターワークス) 入社 常務執行役員 2005年11月 当社 設立 代表取締役社長 2010年 4 月 株式会社バザール 取締役 2018年 6 月 当社 代表取締役社長 CEO (現任)	11,731,200株
2	さいとう けいすけ 齊 藤 慶 介 (1977年11月5日)	2002年4月 テクノブレーン株式会社 入社 2003年3月 株式会社パソナキャレント (現 株式会社パソナキャレント (現 株式会社パソナキャレント (現 株式会社パソナ) 転籍 2004年12月 株式会社アイ・アム (現 株式会社インターワークス) 入社 2005年11月 当社 出向 2006年10月 当社 入社 2007年6月 当社 取締役 営業企画部長 2007年10月 当社 取締役 事業開発部長 2009年4月 当社 常務取締役 事業開発本部長 2015年3月 当社 入社 執行役員 2015年6月 当社 取締役 事業開発本部長 2015年6月 当社 取締役 マーケティング部長 2017年6月 当社 常務取締役 マーケティング部長 2018年6月 当社 常務取締役 COO (現任)	672,000株

候補者番 号	氏	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
3	さいとう た け と 齋 藤 武 人 (1978年7月12日)	2003年4月株式会社テレウェイヴ (現 株式会社アイフラッグ) 入社2005年1月株式会社ジェムコ日本経営 入社2007年4月当社 入社2010年4月当社 管理部長2013年10月当社 執行役員 管理部長2018年6月当社 取締役 CFO (現任)	72,000株
4	ほし ゆきひろ 星 幸 宏 (1974年4月7日)	1998年 4 月 ムーンバット株式会社 入社 1999年 1 月 株式会社ファイブフォックス 入社 2001年 1 月 株式会社インターワークス 入社 2008年 2 月 同社 取締役 2008年 4 月 同社 取締役 営業部長 2010年 2 月 同社 取締役 メディア営業部長 2011年 4 月 同社 取締役 採用支援事業部長 2012年 1 月 同社 取締役 グローバルリクルーティング事業部長 2014年 1 月 日本データビジョン株式会社 取締役 2014年 7 月 同社 取締役副社長 2015年 7 月 当社 入社 2015年10月 当社 執行役員 営業統括部長 2019年 6 月 当社 取締役 CRO (現任) 2021年12月 株式会社マージナル 取締役 (現任)	30,000株

候補者番号	送 9 * * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
5	なかやま しゅういちろう 中 山 周一郎 (1981年1月21日)	2006年10月 株式会社アーバンアセットマネジメント 入社 2007年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人) 入所 2011年11月	
6	ゎたなべ ょ ぅ じ 渡 辺 洋 司 (1975年8月19日)	1998年4月株式会社アルファシステムズ 入社2002年3月株式会社アスケイド 入社2016年4月株式会社サイバーセキュリティクラウド 入社 CTO兼Webセキュリティ事業部長2016年12月同社 執行役員 CTO兼Webセキュリティ事業部長	_

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 2. 中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.(1) 中山周一郎氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、特に財務や会計面を中心に取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待でき、現に取締役会等において、当社経営及び財務会計に対する積極的な意見・提言をいただいていることから、引き続き当社の経営に同氏の経験等を活かしたく、社外取締役候補者といたしました。
 - (2) 渡辺洋司氏は、経営者としての経験に加え、特にシステム分野に関する経験と知識が豊富であることから、取締役の意思決定の妥当性・適正性の客観的な助言・提言が期待できることから、当社の経営に同氏の経験等を活かしたく、社外取締役候補者といたしました。
- 4. 中山周一郎氏及び渡辺洋司氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって中山周一郎氏が5年、渡辺洋司氏が1年となります。
- 5. 当社は、中山周一郎氏及び渡辺洋司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保証契約の内容の概要は、事業報告の10頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7. 当社は、中山周一郎氏及び渡辺洋司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- 8. 板倉広高氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当します。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

下記の一覧表は、各取締役候補者の代表的なスキルを記載したものであり、各取締役候補者の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

						者が有する専	 門性	
候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	属性	企業経営	財務・会計	法務・コ ンプライ アンス	営業・マ ーケティ ング	システム
1	板倉 広高	代表取締役社長 CEO		0			0	
2	齊藤 慶介	常務取締役 COO					0	
3	齋藤 武人	取締役 CFO			0	0		
4	星幸宏	取締役 CRO					0	
5	中山 周一郎	取締役	社外 独立		0			
6	渡辺 洋司	取締役	社外 独立	0				0

以上

株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー 9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room E (会場が前回のRoomと異なっておりますので、当日は会場の案内板をご確認のうえ、お間違えのないようご注意ください。)

TEL 03-5545-1722



交通 東京メトロ南北線 六本木一丁目駅 西改札より直結 東京メトロ日比谷線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分 都営地下鉄大江戸線 六本木駅 5番出口より 徒歩6分

